

新市まちづくり計画

脇町・美馬町・穴吹町・木屋平村
(美馬郡東部・北部合併協議会)

- 目 次 -

第1章	序 論	1
第1節	合併の必要性	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画策定の方針	3
第2章	4町村の概況	4
第1節	自然条件・地理的条件	4
第2節	沿革	5
第3節	人口・世帯	6
第3章	主要指標の見通し	9
第1節	人口	9
第2節	世帯	10
第3節	就業人口	11
第4章	新市まちづくりの基本方針	12
第1節	めざすべき将来像	12
第2節	まちづくりの基本目標	13
第5章	新市まちづくりの主要施策	15
第1節	施策体系	15
第2節	まちづくり事業	16
第6章	公共的施設の統合整備	29
第7章	財政計画	30
第1節	基本的な考え方	30
第2節	財政計画	31

第1章 序 論

第1節 合併の必要性

1) 地方分権社会の推進

平成12年度に「地方分権一括法(注)」が施行され、地方分権社会が進むなか、住民に最も身近な行政主体である市町村には、「自己決定と自己責任の原則(注)」のもと、地域の実情に合った個性豊かな地域づくりが求められています。

そのためには、今まで以上に政策立案能力を高めることが必要となり、その政策展開によっては、地域間競争に取り残される恐れがあります。

これらに対応していくためには、人的にも組織的にも充実した体制づくりが必要となります。

(注) 地方分権一括法：「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」という。国と地方公共団体の関係を、従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるため、機関委任事務廃止と事務区分の再構成、国の関与等の見直し、事務権限の委譲などを内容とした法律。

自己決定と自己責任の原則：地方のことは地方の判断に委ね、その責任において実施するという考え方。

2) 少子高齢化の進展

全国的な少子高齢化の進展による社会構造の大きな変化は、4町村においても例外ではなく、この15年間に於いて、15歳未満の人口が約4割減少し、65歳以上の人口が約6割増加しているなど、国・県と比較しても少子高齢化が急速に進展しています。

こうした少子高齢化によって、保健・医療・福祉に関する行政サービスの需要が増大する一方、生産年齢人口の減少が財源の確保を厳しくさせるなど、行財政運営においても、大きな影響をもたらしています。

今後、将来を見据えた少子高齢化に伴う新たな行政課題への対処や地域の次代を担う人材支援施策を充実するには、市町村の規模を大きくして、行財政基盤の強化を図っていくことが必要となります。

3) 住民の生活圏の広域化

車社会の進展や高速交通網の整備、情報通信技術の発達などによって、経済活動のみならず通勤や通学、買物といった日常生活圏が行政区域を越えて広がっています。

4町村においても、住民は日常的に交流し、ひとつの生活圏として深く関わった地域を形成していることから、今後は、従来の町村の区域を越えた広域的な枠組みの中でまちづくりを考えていかなければ、住民ニーズに的確に応じることが困難になってくると考えられます。

4) 厳しさを増す財政状況

国・地方ともに厳しい財政状況にあるなか、地方分権推進会議(注)において「三位一体(注)」の改革が議論されるなど、現行の地方財政制度が今後も維持されることは極めて困難であると考えられ、国や県からの依存財源が歳入全体の7割以上を占める本地域においては、このままでは、現行の行政サービスを維持・向上させることは非常に難しい状況となっています。

こうした厳しい財政事情に対応していくためには、町村合併によるスケールメリット(注)を最大限に生かした行財政運営の効率化を図ることが必要となります。

(注) 地方分権推進会議：2001年7月発足。「地方分権の一層の推進を図る観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、国と地方公共団体との役割分担に応じた事務及び事業のあり方並びに税財源の配分のあり方、その他の地方制度に関する重要事項で緊急に検討すべきものを調査審議する」ために設置された会議。

三位一体：国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を一体的に検討するという考え方。

スケールメリット：規模を大きくすることで得られる利益。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律 第5条の規定に基づく「市町村建設計画」として位置づけられます。

4町村の総合計画や住民の意向を十分踏まえた上で策定するものであり、住民に対して新市の将来におけるビジョン(注)を示すとともに、新市のマスタープラン(注)としての役割を果たすものです。

したがって、合併後の新市の総合計画の策定にあたっては、この計画が十分に尊重されるとともに、その趣旨・内容を活かした形で審議されるべきであるという性格を有しています。

(注) ビジョン：将来の見通し。構想。未来像。

マスタープラン：全体の基本となる計画。

第3節 計画策定の方針

1) 計画の目的

本計画は、脇町、美馬町、穴吹町及び木屋平村の合併後の新市を建設していくための基本方針を明らかにするとともに、これに基づく主要施策を定め、その実現を図ることにより新市の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上及び地域の均衡ある発展を効果的に図ろうとするものです。

2) 計画の構成

本計画は、新市まちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成されます。

3) 計画の期間

本計画の期間は、合併後10年間（平成17年度～平成26年度）とします。

4) 計画策定における留意事項

本計画策定においては、下記事項に留意して策定しています。

主要施策の策定にあたっては、ハード面の整備だけでなく、ソフト面を十分組み入れた計画とします。

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域のバランスや財政事情を考慮しながら、逐次整備していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国及び県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を基本とします。

第2章 4町村の概況

第1節 自然条件・地理的条件

1) 位置・地勢

本地域は、徳島県の西部（県都徳島市から約40km）に位置し、西側が三好郡三野町、美馬郡貞光町、一字村と、北側が阿讃山脈の山頂で香川県と、東側が阿波郡阿波町、麻植郡山川町、美郷村、名西郡神山町と、南側が那賀郡木沢村と接しています。

東西に吉野川が、南北に穴吹川が流れ、その沿岸の平野部が主な可住地となっています。

また、北側の阿讃山脈、南側の剣山をはじめ、ほとんどが山地で、総面積の約8割が森林となっており、清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域です。



2) 気候

本地域は、瀬戸内型気候に属し、年平均気温が15.4¹と年間を通じて比較的温暖な気候です。しかし、徳島市（16.8²）と比較すると若干低くなっており、特に山間部においては寒暖の差が大きくなっています。

また、剣山山系の北側に位置する本地域では雨が少なく、平成14年の年間降雨量が937mm¹と、同年の徳島市（1,170mm²）に比べ233mm少なくなっています。

¹平成14年 穴吹観測所データ ²平成14年 徳島観測所データ

3) 面積

本地域の総面積は、367.38k m²で、これは徳島県全体の約8.9%にあたります。このうち可住地が73.74k m²で、総面積の20.1%を占めています。

第 2 節 沿革

本地域は、明治22年の市制町村制施行時には1町9村でしたが、昭和28年の町村合併促進法施行後、昭和30年に4町村（三島村・穴吹町・口山村・古宮村）の合併により穴吹町が、昭和32年に2町村（郡里町・重清村）の合併により美馬町が、昭和33年に3町（脇町・江原町・岩倉町）の合併により脇町がそれぞれ誕生し、現在に至っています。

木屋平村は、複数町村での合併の経緯はなく、明治22年の市制町村制施行による村の誕生より現在に至っています。

【町村の変遷状況】

明治22年 市制町村制施行	明治・大正	昭 和		現 在
		昭和28年9月 (町村合併促進法施行)		
脇 町 江原村 岩倉村	_____	S3.11江原町 S26.11岩倉町	脇 町 江原町 岩倉町	脇 町
郡里村 重清村	_____	S15.12郡里町	郡里町 重清村	美馬町
三島村 穴吹村 口山村 半平山村	T13.1穴吹町 _____	S2.6古宮村	三島村 穴吹町 口山村 古宮村	穴吹町
木屋平村	_____		木屋平村	木屋平村

(資料：徳島県市町村要覧)

第3節 人口・世帯

1) 総人口・世帯数の動向

平成12年の国勢調査によると、本地域の総人口は36,632人で、15年前の昭和60年と比較すると4,057人、10.0%の減少となっています。

ここ5年間の人口動態(注)を見てみると、社会動態、自然動態ともに減少していますが、とくに自然動態においては死亡が出生を大きく上回っており、人口減少の主な原因となっています。

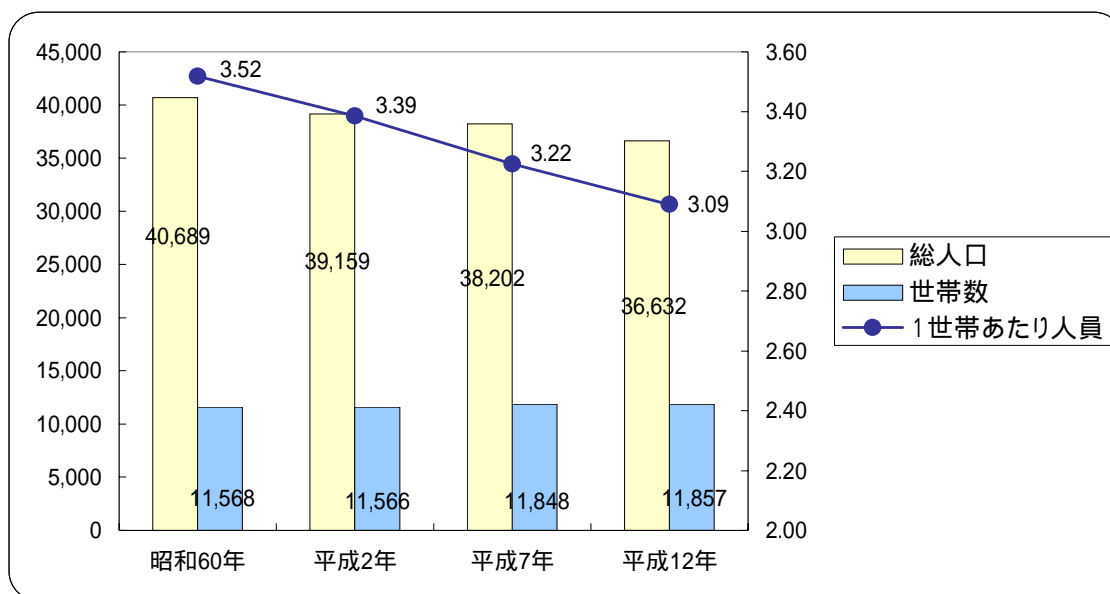
世帯数については、平成12年において11,857世帯となっており、過去15年間で289世帯、2.5%の増加となっています。

一世帯当たりの人員は、昭和60年が3.52人であったのに比べ、平成12年は3.09人に減少し、さらに核家族化が進んでいる状況を示しています。

(注)人口動態：二つの時点間の人口の変化。出生・死亡による変化を自然動態、転出・転入による変化を社会動態という。

【人口・世帯の推移】

(単位：人、世帯)



(資料：国勢調査)

【人口動態】

(単位：人)

	増加人口			減少人口			社会動態	自然動態	増減数
	転入	出生	計	転出	死亡	計			
平成10年	1,559	255	1,814	1,548	424	1,972	11	-169	-158
平成11年	1,503	261	1,764	1,576	451	2,027	-73	-190	-263
平成12年	1,360	275	1,635	1,435	409	1,844	-75	-134	-209
平成13年	1,350	265	1,615	1,462	415	1,877	-112	-150	-262
平成14年	1,235	278	1,513	1,272	422	1,694	-37	-144	-181

(資料：徳島県人口移動調査結果報告書)

2) 年齢別人口

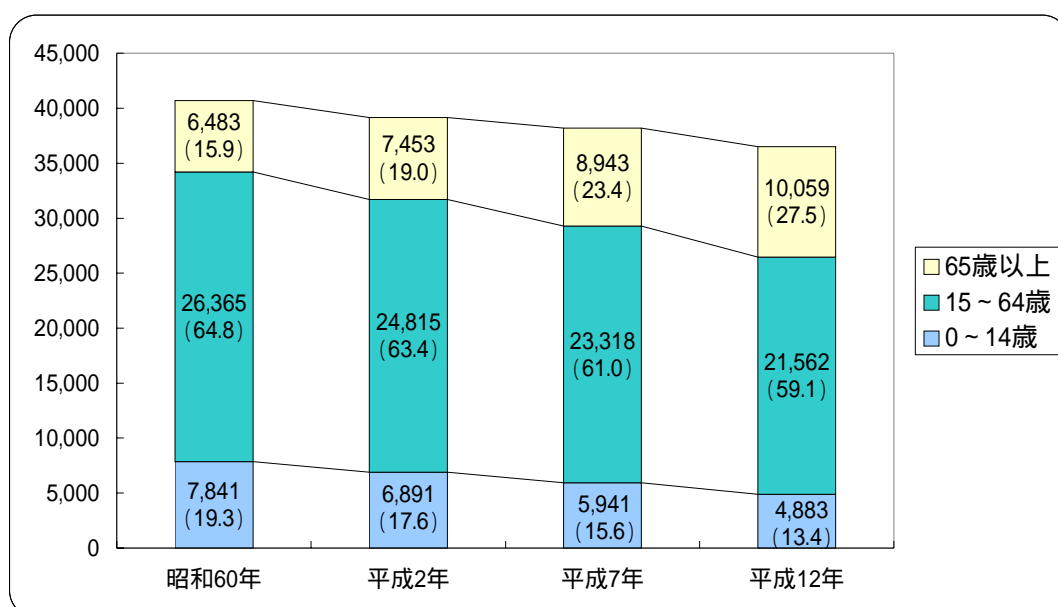
平成12年における本地域の年少人口（0～14歳）は、4,883人で、過去15年間で2,958人（37.7%）の減少となっており、急激な少子化の進展がみられます。

生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向にあり、平成12年では21,562人と、昭和60年と比較して4,803人（18.2%）減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は、過去15年間で3,576人（55.2%）増と急激な増加をみせ、その割合は27.5%と、全国（17.3%）や県（21.9%）と比較しても、高齢化が急速に進展している状況を示しています。

【年齢3区分別人口の推移】

（単位：人、%）



（資料：国勢調査）

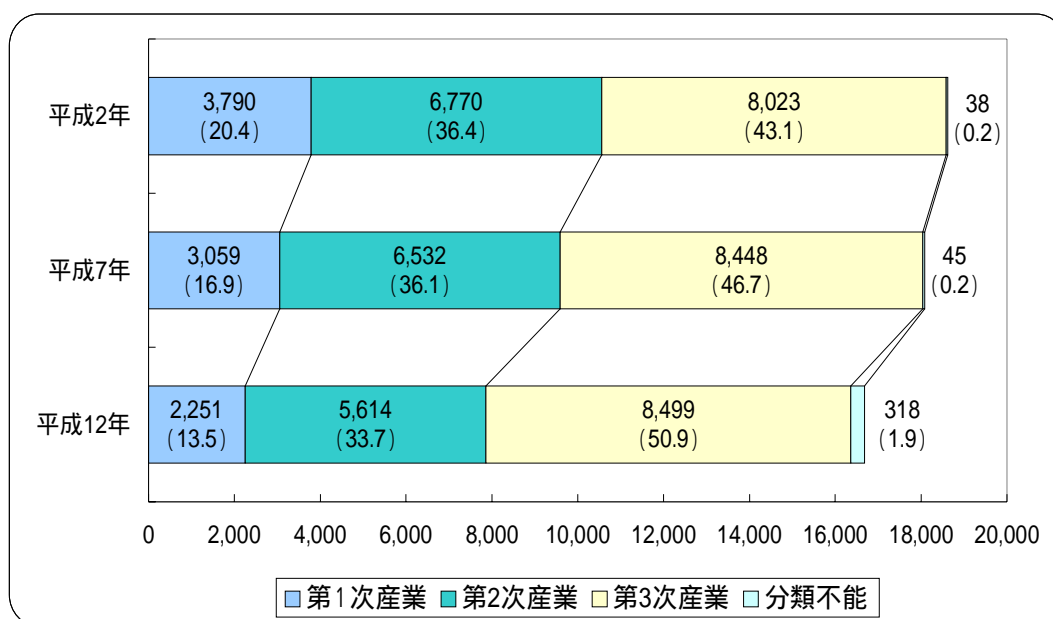
3) 就業構造

平成12年における本地域の就業者数は16,682人で、そのうち第3次産業が8,499人と最も多く、サービス業を中心に増加してきており、平成12年には就業人口の半数以上（50.9%）を占めています。つづいて第2次産業の5,614人（33.7%）で、主に建設業、製造業の従事者となっています。

第1次産業従事者は2,251人（13.5%）と少なく、年々減少傾向にあります。

【産業別就業者数の推移】

(単位：人、%)



(資料：国勢調査)

【産業別・業種別就業者数の推移】

(単位：人、%)

		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	増減 (H2-H12)	
					増減数	増減率
就業者数		18,621	18,084	16,682	-1,939	-10.4
産業・業種別就業者数	農業	3,634	2,927	2,167	-1,467	-40.4
	林業	154	131	82	-72	-46.8
	水産業	2	1	2	0	0.0
	第1次産業	3,790	3,059	2,251	-1,539	-40.6
	鉱業	43	39	46	3	7.0
	建設業	2,825	3,151	2,793	-32	-1.1
	製造業	3,902	3,342	2,775	-1,127	-28.9
	第2次産業	6,770	6,532	5,614	-1,156	-17.1
	卸売小売飲食業	2,695	2,751	2,796	101	3.7
	金融保険不動産業	365	336	318	-47	-12.9
	運輸、通信業	750	762	713	-37	-4.9
	電気ガス水道業	58	79	58	0	0.0
	サービス業	3,428	3,782	3,916	488	14.2
	公務	727	738	698	-29	-4.0
	第3次産業	8,023	8,448	8,499	476	5.9
	分類不能	38	45	318	280	736.8

(資料：国勢調査)

第3章 主要指標の見通し

第1節 人口

新市の総人口を、平成7年と平成12年の国勢調査における年齢別人口を基にコーホート法（注）によって推計すると、平成27年には、平成12年と比較して約6,600人減の約30,000人と推測されます。

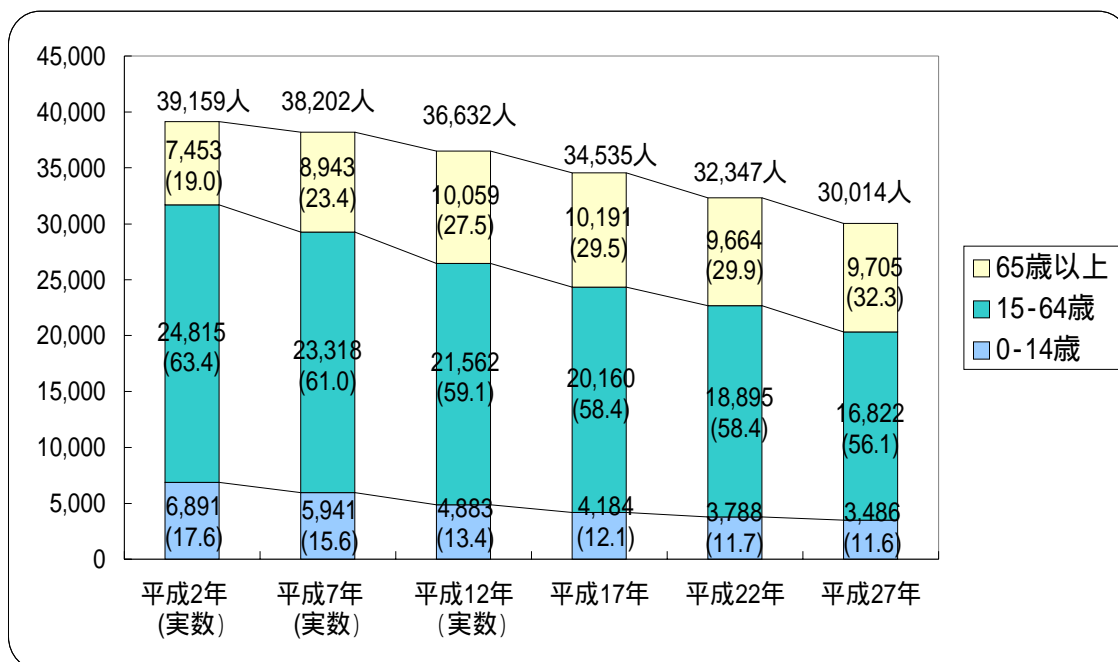
年齢3区分別に見てみると、年少人口（0-14歳）は平成12年に比べて、約1,400人の減少となっていますが、減少幅は年々少なくなっています。生産年齢人口（15-64歳）については、平成27年には、平成12年から約4,700人減少して、約16,800人になると推測されます。

一方、これまで急激な増加をみせていた老年人口（65歳以上）は、平成17年頃をピークに減少すると推測されますが、総人口に対する割合は年々高くなり、平成27年には、高齢化率が32.3%と、約3人に1人が高齢者という状況になると予想されます。

（注）コーホート法：ある年に生まれた集団の、一定期間における人口変化を観察することで将来人口を推計する方法。

【新市人口の推計】

（単位：人、％）



（平成2～12年は国勢調査、平成17～27年は平成7、12年の国勢調査を基にコーホート変化率法により推計。平成12年の総人口は年齢不詳128人を含みます。）

第2節 世帯

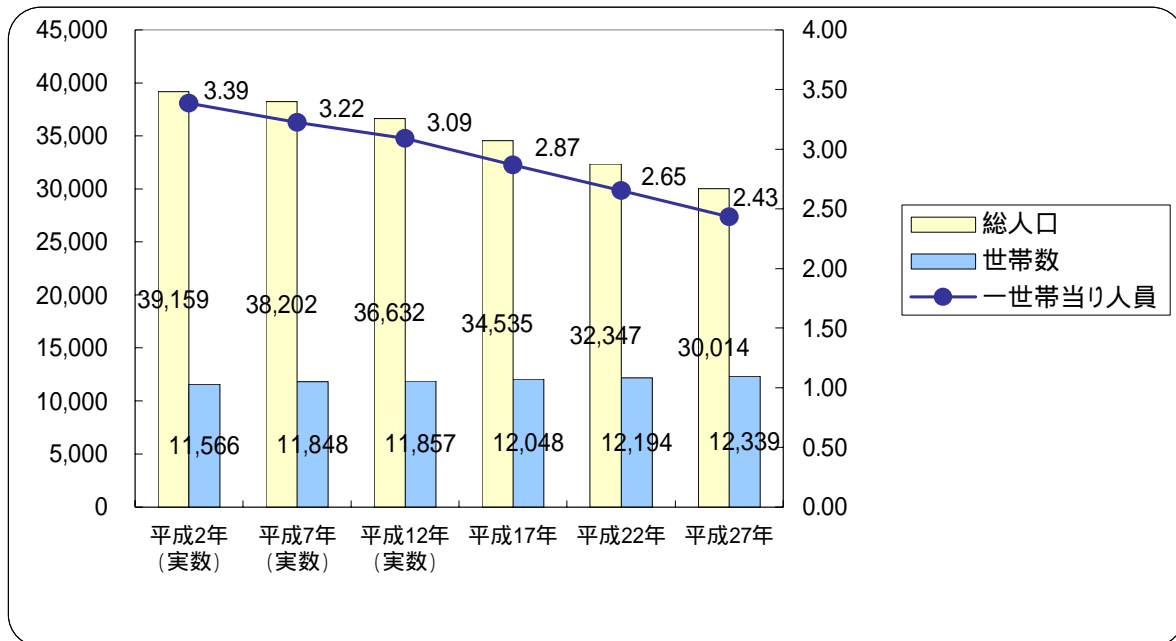
平成2年、7年、12年の国勢調査の世帯数を回帰分析(最小二乗法(注))することによって、世帯数を推計すると、過去10年間の推移から世帯数は増加傾向にあり、平成27年には約12,300世帯になると推測されます。

また、平成12年には、3.09人だった1世帯あたりの人員も、平成27年には、2.43人と推計され、核家族化がさらに進行するものと予想されます。

(注) 最小二乗法：3点以上の過去のデータを基に、近似的に適合する直線(傾向)を求め、その直線(傾向)から将来のある時点における値を推計する方法。

【新市世帯数の推計】

(単位：人、世帯)



(平成2～12年は国勢調査、平成17～27年は、平成2、7、12年の国勢調査の世帯数を基に最小二乗法による回帰分析にて推計。)

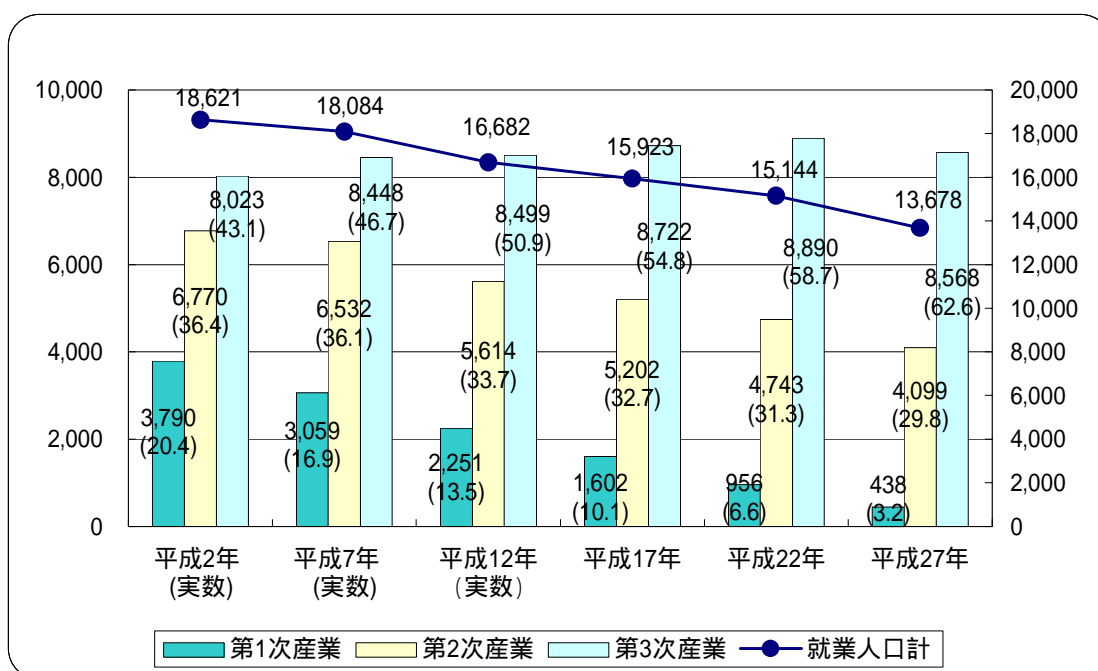
第3節 就業人口

生産年齢人口（15-64歳）に対する就業者数の割合と産業別就業者数の割合の変化を最小二乗法により回帰分析し、就業人口を推計すると、生産年齢人口の減少に伴って就業人口も減少し、平成27年には、平成12年から約3,000人減の約13,700人と推計されます。

産業別に見てみると、第1次、第2次産業従事者の割合が減少し、第3次産業の割合が増加すると推測され、平成27年においては、第三次産業従事者が全体の6割以上を占めると予想されます。

【新市就業人口の推計】

（単位：人、％）



（平成2～12年は国勢調査、平成17～27年は、平成2、7、12年の国勢調査の生産年齢人口と産業別就業者数を基に最小二乗法による回帰分析にて推計。産業別の割合をそれぞれ回帰分析しているため、産業別就業者数の合計と就業人口が一致しない場合があります。）

第4章 新市まちづくりの基本方針

第1節 めざすべき将来像

豊かな自然の中で、延々と育まれてきた長い歴史と文化を共有して、共に発展した脇町、美馬町、穴吹町及び木屋平村の合併により誕生する新市は、徳島県西部地域の中核的役割を担う新しい拠点になることが期待されます。

新市においては、飛躍的な都市化を望むのではなく、住民にとって、いつまでも住み続けたいくなるまちづくり、訪れる人が幾度となく足を運びたいくなるまちづくりを進めることが、地域の持続的な発展につながります。

そのためには、現代を支え、次代を担う人材の育成を図るとともに、地域の特性（文化・自然）を活かした、すべての住民が安心して快適に暮らすことができる心なごむやすらぎのまちづくりを推進していく必要があります。

このようなことを踏まえ、新市のまちづくりの将来像を次のように設定します。

人・文化・自然が織りなす 心なごむ やすらぎのまち 美馬市

豊かな自然と文化を大切に継承し続けるまちにすること
生涯を通じて夢と向学心に満ちた人を育むまちにすること
創造性豊かな魅力のあるまちにすること
誰もが安心して快適に暮らせるまちにすること

豊かな自然と文化・・・吉野川・穴吹川といった日本に誇れる清流や美しい山々、うだつの町並みや寺町といった歴史ある文化財など、古の先人たちから培われてきた自然と文化が、いまの私たちの暮らしの中に息づいており、これらを大切に後世に継承するまちづくりを進めます。

生涯を通じて夢と向学心に満ちた・・・まちづくりの基本は「人づくり」という考えのもとに、子供からお年寄りまで生涯を通じた教育に取り組み、いつまでも夢と向学心に満ちた人を育むまちづくりを進めます。

創造性豊かな魅力のある・・・本地域の魅力や地域特性を活かし、つねにチャレンジし続けること、そして、住民と行政が知恵と力を出し合うことで、新たなまちの活力を作り出す、創造性豊かな魅力あるまちづくりを進めます。

誰もが安心して快適に暮らせる・・・少子高齢化や環境問題、地域の連帯性の希薄化といった社会背景のなか、住民アンケートにおいても、生活環境や保健・医療・福祉を重視したまちづくりが望まれています。すべての住民が安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

第2節 まちづくりの基本目標

新市のめざすべき将来像の実現に向け、まちづくりの基本目標を次のように設定し、これを各分野における基本的な方向性として施策を展開します。

【基本目標】

- 1．安全で快適に生活できるまちづくり
- 2．自然と人のつながりを大切にするまちづくり
- 3．いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- 4．豊かな教育と特色ある文化のまちづくり
- 5．地域特性を活かした活力あるまちづくり
- 6．住民参画を基本とした協働のまちづくり

1．安全で快適に生活できるまちづくり

地域住民の利便性の向上や地域間交流を促進するため、地域と密着する幹線道路・生活道路や公共交通体系の整備、地域情報化などを推進し、一体性のある地域の確立を図ります。

また、防災・安全体制の充実を図り、住民が安心して生活できる安全なまちづくりをめざします。

2．自然と人のつながりを大切にするまちづくり

豊かな自然環境を保全し、快適で暮らしやすい生活環境を確保するため、公園や緑地などの憩いの場と住宅などの生活の場、安全な生活の根幹となる上下水道などの生活基盤の整備を図ります。

また、住民一人ひとりの意識の向上と循環型社会^(注)の実現に積極的に取り組み、豊かな自然環境と調和したまちづくりを推進します。

(注) 循環型社会：資源を有効に使い、ゴミをリサイクルして、環境にできるだけ負担をかけない社会。

3．いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

すべての人が健康で楽しく暮らし続けるため、地域医療体制の充実を図るとともに、健康に対する意識づくりや予防医療の充実に努め、それぞれのライフステージ^(注)に応じた心身の健康づくりを推進します。

また、子育て支援や児童福祉、高齢者福祉、障害者(児)福祉などの充実を図るとともに、住民一人ひとりが地域との関わりの中で、安心して生きがいをもって生活できるよう共生のまちづくりを展開します。

(注) ライフステージ：人生のある時期。年齢の段階。

4．豊かな教育と特色ある文化のまちづくり

郷土を愛し、創造性豊かな人間性を育むため、特色ある歴史・文化の維持継承と、生涯を通じて生きがいの持てる文化的な生活を送るための基盤整備の充実を図ります。

また、様々な人々が学び、触れ合い、輪を広める交流機会を充実させるとともに、学校教育や社会教育などを通じて、基本的人権を尊重する社会や男女共同参画社会の実現をめざします。

5．地域特性を活かした活力あるまちづくり

活力ある豊かなまちづくりを進めるため、農業・林業をはじめとして、商工業、さらには、新産業の振興を行い、人々が常に輝いている産業都市の形成を図ります。

さらに、従事者の人材育成・確保に力を注ぐとともに、雇用の確保・就業支援などを推進します。

また、観光面においては、恵まれた自然や歴史的文化財などの観光資源を活かした広域的な交流・滞在型の観光の振興を図ります。

6．住民参画を基本とした協働のまちづくり

住民から信頼される開かれた行政を実現させるため、情報公開制度の整備や健全かつ効率的な行財政運営を図ります。

また、住民や民間団体（NPO^(注)やボランティア団体など）が知恵を出しあって積極的にまちづくりに参画するとともに、行政と協働^(注)していくことで、本地域の力と可能性を最大限発揮できる、住民主体のまちづくりをめざします。

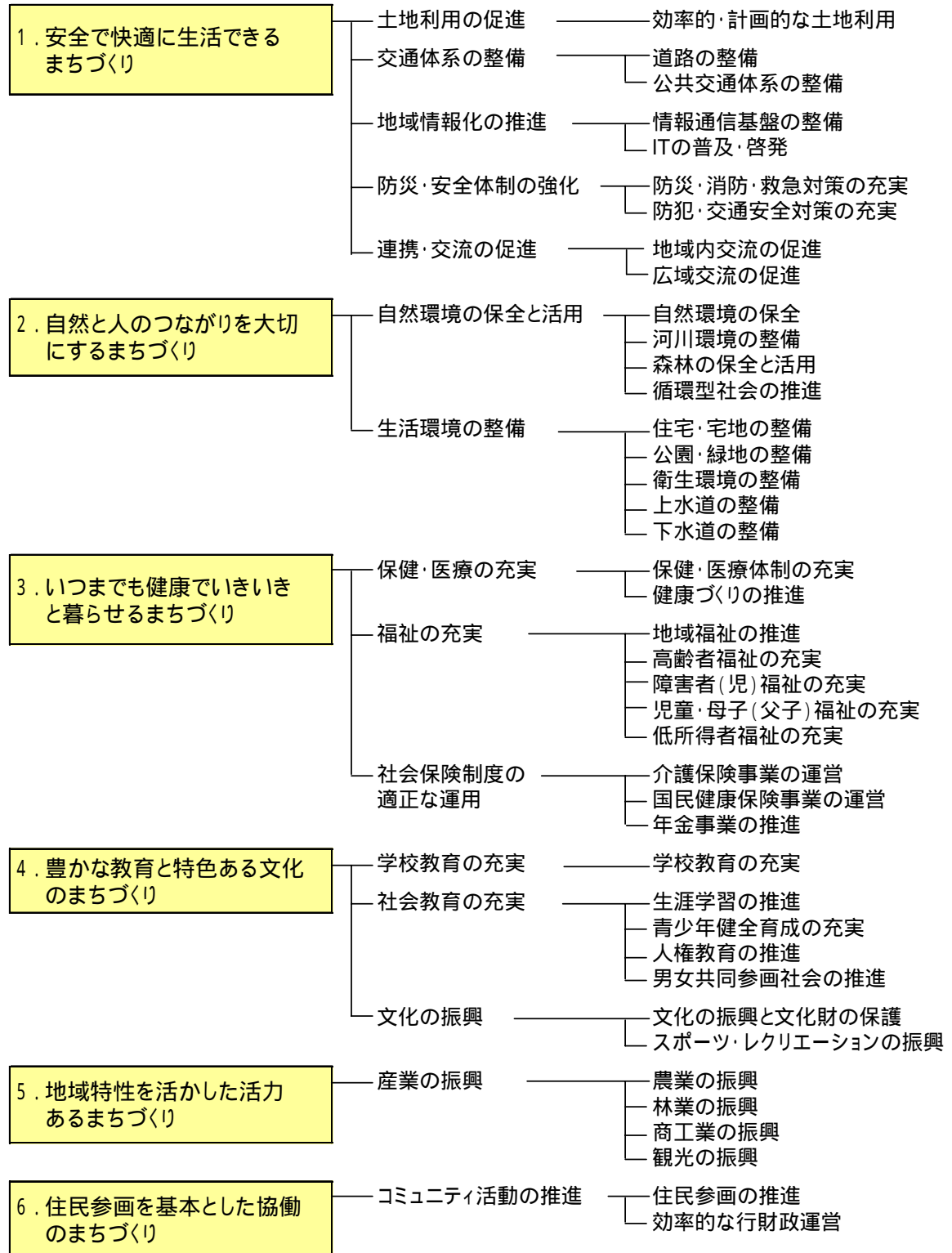
（注）NPO：Non Profit Organizationの略。民間非営利団体。

（注）自らの責任と役割を認識し、協力しながらまちづくりを進めること。

第5章 新市まちづくりの主要施策

第1節 施策体系

第4章で掲げた基本目標を達成するため、次の主要施策を実施していきます。新市まちづくりの施策を体系化すると次のとおりとなります。



第 2 節 まちづくり事業

1) 安全で快適に生活できるまちづくり

土地利用の促進

土地利用については、美馬市の地域特性を十分に活かし、公共の福祉を優先させながら、豊かな自然と都市が調和する土地利用を促進します。

ア．効率的・計画的な土地利用

土地基本法、都市計画法など、各種法制度との整合性に留意しながら、豊かな自然環境と都市機能が調和する長期的な展望に基づく効率的かつ計画的な土地利用を促進します。

交通体系の整備

美馬市は、域内に高速自動車国道のインターチェンジを 2 か所有し、また、隣接県へ通ずる幹線道路が縦横するなど、県の東西・隣接県を結ぶ交通の要所として重要な役割を担っています。こうしたことから、住民や美馬市を訪れる人々が幾度となく足を運ぶことができる快適で利便性の高い道路網の確立と公共交通体系の整備を促進します。

ア．道路の整備

高速交通時代の進展への対応と美馬市の一体性を確保するため、回遊性を重視する交通ネットワークの形成に努めるとともに、主要幹線道路や生活関連道路の整備拡充を図ります。

主要幹線道路については、高速自動車国道と市街地を結ぶアクセス道路や近隣の地域間を結ぶ道路の強化に努めるとともに、生活関連道路については、交通安全や災害対策などに配慮した道路環境の整備を計画的に図ります。

国道 4 3 8 号(木屋平～神山間)、国道 4 9 2 号(穴吹～木屋平間)、主要地方道 美馬塩江線の整備については、関係機関との連携のもと積極的に事業推進を図ります。

一般県道 脇三谷線の整備と、香川県へ通じる国道 1 9 3 号の地域高規格道路(注)としての整備については、今後とも関係機関に積極的に要望していきます。

(注) 地域高規格道路：高規格幹線道路(高速自動車国道等)と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等の広域交通拠点との連結等に資する道路を指定したもので、概ね時速 6 0 km 以上で走行可能な機能を有する道路。

イ．公共交通体系の整備

広大な面積を有する美馬市の地域特性を考慮し、交通弱者にとっても利用しやすい移動手段として、代替バスの運行体制を再編成し、巡回型バスの運行に努めます。

また、鉄道など、他の公共交通機関と連携・協力し、利用者の利便性の向上や、輸送力の強化を図ります。

地域情報化の推進

IT（注）による便益を最大限に活用し、地域の活性化や住民サービスの向上を図るため、美馬市全域にわたる情報通信基盤の整備やITを活用した公共サービスの充実を図ります。

（注）IT：Information Technology（情報技術）の略。

ア．情報通信基盤の整備

地理的な情報通信環境の格差を解消するため、各公共施設や関係機関を結ぶ地域情報ネットワークを整備するとともに、美馬市全域で地域情報化を推進し、住民の誰もが容易に利用できるインターネット機能を併せ持ち、また、地上波デジタル放送にも対応したCATV（注）施設の整備を計画的に進めます。

（注）CATV：ケーブルテレビ（有線テレビ）の略。

イ．ITの普及・啓発

ITの普及・啓発を推進し、学校教育や生涯学習の場において、情報教育を積極的に行い住民の情報活用能力の向上を図ります。

防災・安全体制の強化

住民の生命と財産を守るため、防災・消防・救急対策の充実に努め、将来発生が予想される南海・東南海地震などの大規模災害に備えるとともに、防犯や交通安全に対しても、地域ぐるみで取り組む体制づくりを推進します。

ア．防災・消防・救急対策の充実

地域防災計画等を策定し、防災意識の啓発や地域ぐるみの防災体制づくりを図るとともに、治山・治水等の防災事業を計画的に推進します。

また、防災無線、消防・救急車両のほか各種施設の整備や組織の広域化など、危機管理の徹底した防災・消防・救急体制の充実・強化に努めます。

イ．防犯・交通安全対策の充実

関係機関や自治会などとの連携により、地域ぐるみで防犯体制の強化を図ります。

また、交通安全に対する意識の啓発と交通マナーの徹底を図るとともに、カーブミラー、ガードレール、街灯等の交通安全施設を整備します。

連携・交流の促進

美馬市の一体感と、市民としての「自覚と誇り」の醸成に努めるため、住民による主体的な地域活動の推進を図るとともに、その活動拠点施設を整備します。

ア．地域内交流の促進

住民一人ひとりが美馬市民としての「自覚と誇り」を持てるよう、従来のイベント等を共同開催するとともに、公共的施設の有効活用や活動拠点施設（公民館、多目的交流施設など）の整備を図り、住民の交流機会の拡充を促進します。

イ．広域交流の促進

他の地域との交流や国際交流を推進することにより相互理解を深めます。

また、広域交流を推進するうえで、美馬市の誇る自然・歴史・伝統文化・特産品など、地域資源をアピールし、交流の輪をさらに広げるとともに、ホームステイなどの受け入れ体制の充実に努めます。

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
効率的・計画的な土地利用	都市計画事業、地籍調査事業、遊休地等の活用
道路の整備	市道・橋梁等の改良整備事業、道路環境の整備事業
公共交通体系の整備	巡回型バスの運行
情報通信基盤の整備	地域情報通信基盤整備事業、CATV 施設整備事業
IT の普及・啓発	IT の普及・啓発事業
防災・消防・救急対策の充実	防災意識の啓発、治山・治水対策事業、消防・防災施設の整備事業、防災・消防・救急体制の強化
防犯・交通安全対策の充実	防犯体制の強化、交通安全意識の啓発、防犯・交通安全施設の整備事業
地域内交流の促進	イベントの共同開催、交流活動拠点施設の整備事業
広域交流の促進	国内・外交流の推進、観光 PR の促進

【県事業】

施策項目	事業の概要
道路の整備	道路改良整備事業
防災・消防・救急対策の充実	総合防災訓練の実施、治山事業、地すべり対策事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、災害防除事業

2) 自然と人のつながりを大切にするまちづくり

自然環境の保全と活用

豊かな自然環境に恵まれた美馬市の地域特性を後世に継承するため、自然環境の保全やリサイクルを推進することにより、豊かな自然環境と調和したまちづくりを進めます。

ア．自然環境の保全

環境教育や地域ぐるみの環境美化運動を積極的に実施することにより、住民の環境意識の高揚を図り、ゴミの不法投棄対策や公害防止など環境保全への取り組みを推進します。

イ．河川環境の整備

住民が身近に憩える河川環境の整備を推進するとともに、下水道や合併処理浄化槽の普及による生活雑排水等の流入の低減化を図り、美馬市が誇る美しい清流の水質保全に努めます。

ウ．森林の保全と活用

豊かな森林資源を有効かつ持続的に活用しながら、国土保全や水源のかん養(注)など、森林の持つ多面的な公益的機能の維持・増進を図ります。

(注) 水源のかん養：森林の土が、地表に到達した雨水のほとんどを地中に浸透させ、長期にわたって保水・流下させることにより、渇水を緩和したり洪水を調節する働きのこと。

エ．循環型社会の推進

人と自然の共生を図るため、ゴミの減量化、分別の推進、リサイクルによる再資源化など、資源循環型社会への取り組みを積極的に進め、環境負荷の軽減に努めるとともに、国際標準規格(ISO14001)(注)の取得を推進します。

(注) 国際標準規格(ISO14001)：環境に配慮した事業活動を認証するための基準などを定めた国際規格で、規格番号から14000シリーズともよばれる。

生活環境の整備

豊かな自然と伝統文化の景観が損なわれず、美馬市の地域特性に合った、すべての住民が快適でやすらぎと潤いを感じながら暮らすことのできる生活環境の整ったまちづくりを進めます。

ア．住宅・宅地の整備

すべての住民が住みやすい機能と快適性を備えた公営住宅を計画的に整備・供給します。また、若者の定住促進等のための宅地を造成し、良好な住宅団地の形成を図ります。

イ．公園・緑地の整備

公園・緑地の整備を計画的に推進することにより、やすらぎと潤いを感じられる景観と憩いの場を備えた地域環境の提供と、その維持・管理体制の充実に努めます。

ウ．衛生環境の整備

広域的な連携のもと、ゴミ・し尿処理施設の整備充実を図り、ゴミ・し尿の適正な処理に努めます。

エ．上水道の整備

老朽管の更新など上水道・簡易水道施設の改良整備を図るとともに、給水需要の増加に対応した水源の確保に努め、良質な水の安定供給による日常生活の安全性と利便性を確保します。

オ．下水道の整備

公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の計画的な整備を推進し、衛生的かつ快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図ります。

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
自然環境の保全	環境美化運動の啓発・実施、環境保全対策の実施
河川環境の整備	河川環境の整備事業、河川浄化事業の推進
森林の保全と活用	森林の公益的機能の維持・増進
循環型社会の推進	ゴミの減量化・再資源化の強化、国際標準規格（ISO14001）の取得推進
住宅・宅地の整備	公営住宅の整備事業、宅地造成の促進
公園・緑地の整備	公園・緑地の整備事業、維持・管理体制の充実
衛生環境の整備	ゴミ・し尿処理施設の整備充実
上水道の整備	上水道・簡易水道施設整備事業、水源の確保
下水道の整備	公共下水道整備事業、農業集落排水整備事業、合併処理浄化槽設置助成事業

【県事業】

施策項目	事業の概要
河川環境の整備	河川環境の整備事業

3) いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

保健・医療の充実

保健・医療機関との連携・協力により、誰もが安心して質の高い医療が受けられる地域医療体制の充実を図るとともに、住民それぞれのライフステージに応じた心身の健康づくり事業などを推進します。

ア．保健・医療体制の充実

保健・医療機関との連携・協力により、夜間・休日の診療体制の充実や救急医療体制の強化を図ります。

また、医師・保健予防従事者の確保や情報通信システムによる医療情報などの共有化を推進し、地域に密着した保健・医療体制の充実を図ります。

イ．健康づくりの推進

住民の健康管理に対する意識の向上を図るため、心身の健康相談や各種教室の充実に努めるとともに、健康診査や各種検診などの事業を積極的に展開し、予防医療の充実を図ります。

また、健康づくりの活動拠点となる施設の整備に努めます。

福祉の充実

社会経済情勢の変化に伴う多様なニーズに的確に対応するため、市制施行により設置する福祉事務所を中心に、福祉行政の一元化・総合（統合）化を図ります。

また、住民一人ひとりが地域社会の中で、安心して生きがいを持って暮らすことのできる共生のまちづくりを進めます。

ア．地域福祉の推進

福祉事務所を設置し、高齢者福祉、障害者（児）福祉、児童福祉、母子（父子）福祉、低所得者福祉など、福祉行政の一元化・総合（統合）化を図ります。

また、地域福祉の推進のため福祉サービスの適切な利用、福祉事業の健全な推進、住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定を行い、社会福祉協議会をはじめ、福祉施設・各種福祉団体との連携を強化し、相談業務を充実するとともに、福祉を支える人づくり、ボランティア団体の活動支援を推進します。

イ．高齢者福祉の充実

高齢者が家庭、地域でいきいきと生活できる環境整備のため、健康と生きがいづくりなどの施策の充実と社会参加を促進します。

また、在宅・施設福祉サービスの拡充強化に努めます。

ウ．障害者（児）福祉の充実

ノーマライゼーション^(注)の理念のもと、ユニバーサルデザイン^(注)の視点に立ったまちづくりを推進し、障害者（児）をはじめ、誰もが社会の一員として参加できる社会をめざします。

また、ボランティア団体等とも連携し、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、障害者（児）の社会参加や自立支援（促進）のための施策を早期に策定し、計画的に推進するとともに、そのための関連施設の整備に努めます。

(注)ノーマライゼーション：障害者（児）に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。

(注)ユニバーサルデザイン：高齢者、障害者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。

エ．児童・母子（父子）福祉の充実

児童の心身ともに健やかな育成を図るため、次世代育成支援対策の実施に関する計画に基づき、保育内容の充実や子育て支援施設の整備などに努めます。

また、母子（父子）家庭の生活の安定と自立をめざし、相談体制や自立支援（促進）対策の充実を図ります。

オ．低所得者福祉の充実

生活保護制度の適正実施を図るとともに、相談指導体制の充実や各種資金制度の活用促進などにより、経済的、精神的自立を援助し、低所得者の福祉増進に努めます。

社会保険制度の適正な運用

すべての住民が健康で文化的な生活を送れるよう、社会保険にかかる各種制度に対する住民の理解を深め、その適切な運用に努めます。

ア．介護保険事業の運営

日常生活において、支援を必要とする高齢者が安心して生活を送ることができるよう介護サービスの充実やサービス評価システムの確立など、安定した質の高いサービスの提供に努めるとともに、介護保険事業の円滑かつ効率的な運営を図ります。

イ．国民健康保険事業の運営

国民健康保険制度の周知徹底を行い、保険税の適正な賦課や収納率の向上に努めるとともに、医療費の適正化対策などにより、国民健康保険事業の健全な運営を図ります。

ウ．年金事業の推進

広報活動などにより、国民年金の意義や制度の内容についての周知・啓発に努めます。

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
保健・医療体制の充実	保健・医療機関との連携強化、保健・医療体制の強化
健康づくりの推進	予防医療の充実、健康づくり拠点施設の整備事業
地域福祉の推進	福祉事務所設置、地域福祉計画の策定、人材の確保、各種福祉団体・ボランティア団体への活動支援
高齢者福祉の充実	生きがいづくり施策の充実、在宅・施設福祉サービスの拡充
障害者（児）福祉の充実	ユニバーサルデザインの推進、社会参加・自立支援、新障害者計画の策定、関連施設の整備事業
児童・母子（父子）福祉の充実	保育内容の充実、子育て支援施設の整備事業、児童・母子（父子）福祉体制・支援施策の充実
低所得者福祉の充実	相談支援体制の充実、各種資金制度の活用促進
介護保険事業の運営	介護サービスの充実、情報提供・相談体制の充実
国民健康保険事業の運営	国民健康保険制度の周知徹底、医療費適正化対策、国民健康保険事業の充実
年金事業の推進	年金制度の周知・啓発

4) 豊かな教育と特色ある文化のまちづくり

学校教育の充実

次代を担う幼児・児童・生徒の「創造性豊かな人間性」を育む人づくりのため、学校教育の充実と教育環境の整備に努めます。

ア．学校教育の充実

次代を担う幼児・児童・生徒の心身ともにバランスのとれた発達を促すため、個々に応じたきめ細かな教育環境を整えるとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、外部講師など地域の人材の活用を図ります。

また、「創造性豊かな人間性」を育む学校環境づくりをめざし、教育関連施設の改修整備を進め、国際社会や高度情報化社会に対応できるようインターネット等の利用環境を充実させるなど、学校教育の施設整備を計画的に推進します。

社会教育の充実

いつまでも「夢と向学心」に満ちた人を育む学習社会の形成に努めるとともに、様々な場面や機会を通じて基本的人権を尊重し、お互いを認め合うことのできる地域社会の形成を推進します。

ア．生涯学習の推進

住民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援するため、住民ニーズに応じた多様な学習機会の提供に努めます。

また、生涯学習活動の拠点となる施設（図書館等の文教施設など）の整備拡充や住民団体と連携し講座内容の充実を図ります。

イ．青少年健全育成の充実

青少年の健全育成を図るため、関係機関との連携を強化し、青少年を取り巻く環境浄化に努めるとともに、指導者の育成や支援、相談体制の充実を図ります。

また、青少年を対象とした地域活動やボランティア活動への参加機会の拡充に努めます。

ウ．人権教育の推進

学校、地域、企業などのあらゆる場を通じて人権教育を推進し、住民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、人権相談事業等の充実を図ります。

また、同和問題については、総合的な視野に立ち、計画的・主体的な取り組みを推進します。

エ．男女共同参画社会の推進

男女が性別に関わらず、様々な分野に共同で参画でき、個性と能力を發揮できるよう、意識啓発や条件整備を行い、男女共同参画社会の実現を推進します。

文化の振興

伝統ある地域文化を次世代に継承するため、伝統文化の保存や文化財の保護に努めます。また、地域住民全体がスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めます。

ア．文化の振興と文化財の保護

美馬市に継承される郷土芸能などの伝統文化が住民や他の地域の人たちに親しまれ、体験できる機会を創出するとともに、活動の拠点となる文化施設の整備と後継者の養成、各種団体の活動支援を推進します。

また、歴史的建造物や史跡などの文化財の保護に努めます。

イ．スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる施設の整備を推進するとともに、子供からお年寄りまで楽しめる生涯スポーツの普及、競技スポーツの向上と併せて、指導者の育成・確保を図り、地域住民全体がスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりに努めます。

特に、県西部運動公園（仮称）の早期実現に向け、県と積極的に協議を行います。

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
学校教育の充実	教育環境づくりの推進、教育関連施設の整備事業、国際教育・情報教育の充実、学校教育施設の整備事業
生涯学習の推進	生涯学習拠点施設の整備事業、生涯学習講座の充実
青少年健全育成の充実	青少年支援体制の充実
人権教育の推進	人権教育・啓発の推進
男女共同参画社会の推進	男女共同参画事業の推進
文化の振興と文化財の保護	文化活動の推進、文化施設整備事業、文化財の保護
スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーション活動拠点施設の整備事業、生涯スポーツの普及、指導者の育成、スポーツ交流の推進、総合型地域スポーツクラブの育成

5) 地域特性を活かした活力あるまちづくり

産業の振興

美馬市の地域特性を活かした産業基盤の整備に努めるとともに、新産業の育成を図るなどにより、地場産業と調和した産業都市の形成をめざします。

また、観光面においては、恵まれた自然や歴史的文化財など、地域資源を活かした滞在型観光の振興を図ります。

ア．農業の振興

農業（畜産業を含む。）は地域経済を支える基幹的な産業であり、農協をはじめとした関係機関との連携のもと、高速自動車国道、高松空港などを活用した市場の拡大を図り、効率的かつ安定的な農業経営をめざすとともに、環境に配慮した環境保全型農業の推進を図ります。

また、農道等（生産・加工・流通）の基盤整備、農業の担い手の育成・確保、優良農地の保全に努めるとともに、地産地消や農産物の高付加価値化、美馬市ブランドの特産品の開発・普及を推進します。

イ．林業の振興

森林資源の持つ国土の保全機能やレクリエーション機能の重要性を考慮し、その適切な維持・管理と有効活用に努めます。

また、森林組合など関係機関と連携しながら、林業経営の健全化、生産性の向上のため、林道等（生産・加工・流通）の基盤整備、林業の担い手の育成・確保を図るとともに、造林事業や保育・間伐事業を支援し、良質材の生産及びその普及を推進します。

ウ．商工業の振興

車社会の進展に伴う大型店舗の郊外進出などにより、商店街の空洞化が進み、地域経済全体の活力が低下しつつあります。これらに対応するため、既存の商店街については、新しい商業ゾーンとの調和をとりながら、人とのふれあいを大切にした魅力ある商店街振興に努めるとともに、美馬市内で日常的な買い物ができる商業圏の形成を図ります。

工業の振興については、新規市場の開拓や新技術の開発などを支援し、新産業の育成、地場産業の振興に努めるとともに、優良企業の誘致を進めるなど雇用の確保を図ります。

エ．観光の振興

美馬市の名所旧跡（美しい自然や歴史的文化財など）と市街地を結ぶ観光ルートの整備を図るとともに、多くの集客が望める地域資源との連携を図った体験型・滞在型観光の振興に努めます。

また、美馬市が誇る自然や文化財等のブランド化を図り、インターネットやふるさと会等を活用した観光PRの推進を図ります。

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
農業の振興	農道整備事業、環境保全型農業の推進、生産・加工・流通基盤の整備事業、後継者の育成、農産物の高付加価値化、特産品の開発、特産品のPR
林業の振興	林道整備事業、生産・加工・流通基盤の整備事業、後継者の育成、特産品のPR
商工業の振興	商店街の活性化、新産業の育成、地場産業の振興、企業誘致、雇用の確保
観光の振興	観光ルートの整備、体験型・滞在型観光の振興、観光PRの促進

【県事業】

施策項目	事業の概要
農業の振興	農道の整備、ため池等整備事業、かんがい排水事業、ほ場等の整備、中山間地域総合整備事業
林業の振興	林道の整備

6) 住民参画を基本とした協働のまちづくり

コミュニティ活動の推進

住民から信頼される開かれた行政を実現させるため、情報公開制度などの整備を図るとともに、住民や民間団体が知恵を出しあって積極的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを推進します。

また、多様化・高度化する行政ニーズに対応できる人材の育成を図るとともに、効率的な行財政運営を図ります。

ア．住民参画の推進

住民に必要な行政情報を公開するため、情報公開制度の確立を図るとともに、広報紙やホームページなどを活用した広報活動の充実を図ります。

また、市政に対しての住民や民間団体の意見・提言が、施策に十分反映できるシステムの構築（行政評価制度、パブリック・コメント制度（注）など）を図るとともに、住民や民間団体と行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。

（注）パブリック・コメント制度：地方公共団体が計画等を策定する場合に、あらかじめその原案を住民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

イ．効率的な行財政運営

多様化・高度化する行政ニーズに対応できる人材の育成を図るとともに、民間活力の導入も視野に入れるなど、効率的な行財政運営に努めます。

また、行政サービスのさらなる向上に向けて、住民からの申請・届け出等の手続きのオンライン化など、電子自治体への対応については、国や県の施策動向を見ながら整備を推進するとともに、住民の利便性の向上を図るため、庁舎等の建設・改修などを進めます。

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
住民参画の推進	情報公開制度の推進、広報広聴活動の充実、住民参画システムの構築
効率的な行財政運営	人材育成、文書管理システム、各種情報管理システム構築事業、庁舎等の整備事業

第6章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や全体のバランス、財政事情等を考慮しながら、計画的な統合整備を図っていきます。

統合整備の検討にあたっては、住民の意向を十分考慮し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

新たな公共的施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

第7章 財政計画

第1節 基本的な考え方

1) 位置づけ

財政計画は、合併後の新市の財政運営の見通しをたてるため、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき作成するものです。

2) 計画期間

この計画の計画期間は、平成17年度～平成26年度までの10年間とします。

3) 対象

この計画は、普通会計を対象として作成します。

4) 留意点

この計画は、歳入・歳出それぞれ各科目ごとに、現況や過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、「新市まちづくり計画」に掲載した主要事業の財源を裏付けるとともに、合併に伴う主な節減経費、国・県の財政支援措置等を考慮し、全体的な方向性を示すものとして作成していきます。

なお、この計画の作成にあたっては、次のことに留意しながら健全財政の確保等に努めます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 歳入科目については、伸率は同率又は減少で推移することを基本に推計していきます。(2) 地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などの依存財源については、過大に見積もらないように配慮します。(3) 地方債については、安易な充当を避けるものとし、合併特例債など、財政上有利と認められるものを計上します。(4) 歳出科目については、合併の効果を発揮させるために、基本的には減少させる方向で試算します。(5) 一般職の職員数については、新市では、定員適正化計画を策定し、事務事業に応じた職員数を確保しつつ、全体として減少の方向で取り組みます。しかし、現時点では、財政計画上の数値として、類似団体等を参考にしながら、一つの目安として職員数を見込み人件費を試算します。(6) 公債費については、4町村の年度別地方債償還額のほか、主要事業に充当する合併特例債の元利償還金を見込み計上することとします。(7) 普通建設事業費は、「新市まちづくり計画」に掲載した主要事業に係わる経費を反映させるものとし、(8) この計画の作成にあたっては、現行の地方財政制度を前提として試算を行います。 |
|---|

第 2 節 財政計画

1. 歳入

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
地方税	2,763	2,760	2,758	2,755	2,752
地方譲与税	284	284	284	284	284
利子割交付金	56	56	56	56	56
地方消費税交付金	261	261	261	261	261
ゴルフ場利用税交付金	18	18	18	18	18
配当割及び株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1
自動車取得税交付金	104	104	104	104	104
地方特例交付金	94	94	94	94	94
地方交付税	7,500	7,056	6,923	6,708	6,749
交通安全対策特別交付金	6	6	6	6	6
分担金及び負担金	65	65	65	65	65
使用料及び手数料	376	376	376	376	376
国庫支出金	1,985	2,105	1,834	1,824	1,814
県支出金	2,030	2,011	1,993	1,974	1,957
財産収入	124	124	124	124	124
寄附金	5	5	5	5	5
繰入金	0	0	349	177	0
諸収入	285	285	285	285	285
地方債	4,905	4,832	3,926	3,461	3,298
歳入合計	20,862	20,443	19,462	18,578	18,249

2. 歳出

(単位：百万円)

区 分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
人件費	4,020	4,051	3,903	3,819	3,671
物件費	1,453	1,381	1,312	1,246	1,184
維持補修費	130	130	130	130	130
扶助費	1,762	1,762	1,762	1,762	1,762
補助費等	2,979	2,949	2,919	2,890	2,861
普通建設事業費	4,994	4,949	4,523	4,365	4,114
災害復旧事業費	1	1	1	1	1
公債費	2,924	2,908	2,895	2,870	2,988
積立金	1,114	827	532	10	53
投資及び出資金・貸付金	5	5	5	5	5
繰出金	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480
歳出合計	20,862	20,443	19,462	18,578	18,249

1. 歳入

(単位：百万円)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
地方税	2,749	2,746	2,744	2,741	2,738
地方譲与税	284	284	284	284	284
利子割交付金	56	56	56	56	56
地方消費税交付金	261	261	261	261	261
ゴルフ場利用税交付金	18	18	18	18	18
配当割及び株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1
自動車取得税交付金	104	104	104	104	104
地方特例交付金	94	94	94	94	94
地方交付税	6,705	6,705	6,687	6,657	6,628
交通安全対策特別交付金	6	6	6	6	6
分担金及び負担金	65	65	65	65	65
使用料及び手数料	376	376	376	376	376
国庫支出金	1,804	1,794	1,784	1,775	1,765
県支出金	1,841	1,823	1,806	1,788	1,771
財産収入	124	124	124	124	124
寄附金	5	5	5	5	5
繰入金	0	0	0	0	0
諸収入	285	285	285	285	285
地方債	3,234	3,172	2,344	2,285	2,228
歳入合計	18,012	17,919	17,044	16,925	16,809

2. 歳出

(単位：百万円)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
人件費	3,555	3,405	3,365	3,272	3,098
物件費	1,125	1,069	1,015	964	916
維持補修費	130	130	130	130	130
扶助費	1,762	1,762	1,762	1,762	1,762
補助費等	2,832	2,804	2,776	2,749	2,721
普通建設事業費	3,874	3,739	2,854	2,780	2,707
災害復旧事業費	1	1	1	1	1
公債費	3,105	3,180	3,231	3,262	3,294
積立金	143	344	425	520	695
投資及び出資金・貸付金	5	5	5	5	5
繰出金	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480
歳出合計	18,012	17,919	17,044	16,925	16,809